

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第一市場

(担当：白尾、石村 TEL：311-6274)

件 名	京都市中央卸売市場第一市場施設整備事業における土地利用履歴調査の更新業務
履行期間	契約の日の翌日から令和8年12月31日まで
契約条件	<p>第1 目的</p> <p>本業務は、京都市中央卸売市場第一市場施設整備事業において、土壤汚染対策法に定められた手続等を検討するため、事業用地の土地利用履歴調査を行い、施設整備事業を円滑に実施することを目的とする。土地利用履歴調査は、施設整備事業を実施するに当たって事業用地の利用状況を把握するための調査であり、既往の土地利用履歴調査を参考に土壤の汚染の蓋然性についての判断及び土壤調査の必要性を検討する際の判断材料とするものである。</p> <p>第2 事業用地概要</p> <p>施設名 京都市中央卸売市場第一市場</p> <p>所在地 京都市下京区朱雀分木町80</p> <p>用地面積 現状面積：約147,192㎡ 計画面積：約105,000㎡ (京都市中央市場施設整備基本計画に基づく面積)</p> <p>筆 数 約200筆</p> <p>第3 業務内容</p> <p>1 業務委託対象範囲</p> <p>業務委託対象範囲は、調査対象範囲（事業用地）において、土壤汚染対策法、関係条例及び既往の報告書等に基づき土地の利用履歴調査を行い、その結果試料採取が必要となった場合には、土壤調査計画書の作成までを行うものである。</p> <p>なお、本業務の実施に当たっては、産業観光局中央卸売市場第一市場及び環境政策局等と協議を行うこと。</p> <p>2 土地利用履歴等調査</p> <p>調査対象範囲における土壤汚染状況について、土地の利用履歴等の整理及び現地調査を実施し、土壤汚染のおそれのある土地について、資料を取りまとめる。</p>

土地の利用履歴等の整理に際しては、土壤汚染対策法に基づく報告書等作成に向けたリストを作成するとともに、登記簿謄本等に記載された内容を転記した土地情報リストを作成する。

なお、調査は、土壤汚染調査技術管理者等の土壤汚染に関する知識を有する者が行うこと。

(1) 文献調査

調査対象範囲において、過去にわたる工場・事業場等の存在、埋設廃棄物の有無等の利用の履歴について、以下のような公的な環境関連情報や、土地利用の履歴に関する情報収集を行うものとする。

ア 既存資料調査

登記簿謄本（閉鎖登記簿等を含む。）、地形図、航空写真、住宅地図、工事記録等を収集し、対象地及び周辺的环境について整理する。

また、特定有害物質の使用状況について、以下の資料を整理し、取りまとめる。

- ・ 水質汚濁防止法に係る届出書類
- ・ 下水道法に係る届出書類
- ・ 有害物質使用特定施設の使用状況等に関する資料

ただし、登記簿謄本や不動産登記法第14条に規定する地図等、登記所に備え付けている書類の収集については、委託者が行う。

イ 現地確認調査

既存資料調査で作成した内容を基に現地調査により、対象地の現状及び周辺環境の確認を行う。

ウ 聞き取り調査

既存資料等に説いて不明確な部分等を補完するため、必要に応じて、当該施設の状況等について、聞き取り調査を実施する。

(2) 参考法令等

- ・ 土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版（令和4年8月環境省）

3 土壤汚染状況調査報告及び施設整備事業における土壤汚染対応計画案の作成

土地利用履歴調査の結果を踏まえて、調査対象範囲の汚染のおそれを区分し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の調査計画を作成する。

調査計画の作成に当たっては、施設整備事業を適正かつ円滑に行えるように、施設の現況把握と跡地利用を考慮し、適正な調査計画とする。

第4 成果品

受託者は、業務完了後、成果品として下記のことをA4判3部及び電子データで提出する。

成果品の著作権は全て委託者に属するものとし、委託者の承諾を受けずに使用、貸与又は公表してはならない。

- ① 土地利用履歴等調査結果報告書
- ② 土地利用履歴調査チェックリスト（土壌汚染状況調査結果報告用）
- ③ 土壌調査計画案
- ④ 現場状況写真等
- ⑤ 土地利用履歴リスト（地番、地目、面積、所有者、移転登記日、登記原因等を記載すること。別添様式例参照）

※ ②⑤のデータ形式はエクセルとし、その他は委託者において読み取り可能なデータ形式とする。

第5 管理技術者及び照査技術者の配置

本調査は、土壌汚染対策法に定める指定調査機関が実施するものとする。本調査を実施するに当たり、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

また、管理技術者及び照査技術者に求められる要件は下記のとおりとし、管理技術者と照査技術者は兼任できないものとする。

区分	資格要件
管理技術者	土壌汚染調査技術管理者
照査技術者	技術士（「建設部門」、「環境部門」）又は土壌環境監理士

第6 共通事項

1 調査実施前提出書類

受託者は業務の実施に当たり、調査開始の10日前までに次の書類を電子データで提出すること。

- ・ 業務工程表
- ・ 業務計画書
- ・ 管理技術者、照査技術者通知
- ・ 業務体制表
- ・ 連絡体制表

2 貸与資料

委託者は受託者から要請があった場合、以下の資料を貸与する。

- ① 平成26年度:京都市中央市場施設整備事業における土地利用履歴調査に係る調査資料
- ② 平成30年度:京都市中央市場施設整備事業における土地利用履歴の更新業務に係る調査資料
- ③ その他過去の調査資料

3 契約代金の支払方法

受託者は、完了届（様式任意）及び成果品の提出をもって、本業務の完了を報告する。

委託者において成果品の検収が完了したのち、受託者の請求に基づき、委託者は契約期間の業務終了後、30日以内に一括して契約代金を支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた際は、別途委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。

